**有体物移転契約書**

　国立大学法人秋田大学（以下「甲」という）と,○○○○○（以下「乙」という）は, 甲の研究開発活動により創出又は取得した成果有体物を乙の研究に供するにあたり, 以下のとおり契約（以下「本契約」という）を締結する。

（定義）

第１条　本契約において使用する次の用語の意味は, 以下のとおりとする。

一　「原有体物」とは, 甲が乙の研究に供する成果有体物であって, 別紙に示されるものをいう。

二　「本有体物」とは, ①原有体物及び②原有体物に変更を加えることによって得られかつ原有体物の主要な要素を備えた成果有体物をいう。

三　「本研究」とは, 別紙に掲げる使用目的及び使用場所で, 乙又は乙の指定する者が本有体物を用いて行う研究をいう。

（本有体物の使用許諾）

第２条　甲は, 乙が別紙に掲げる使用目的及び使用場所でのみ, 本有体物を使用することを許諾する。なお, 本有体物を別紙に掲げる使用場所以外で本研究に使用する必要がある場合, 乙は甲の書面による事前の承諾を得るものとする。

２　　乙は, 甲の書面による事前の承諾を得た場合を除き, 原有体物を第三者に譲渡及び提供等をしてはならない。

３　　乙は, 本有体物をヒトに使用しないものとする。また, 乙は, 本有体物の使用にあたり, 日本国の法令等に抵触せず且つ公序良俗及び社会正義に反する行為を行わないことを保証する。

（有体物の引渡し）

第３条　甲は, 本契約締結後遅滞なく別紙の原有体物を別紙に掲げる使用場所の内、甲乙別途協議のうえ定める施設に送付するとともに, 乙に当該発送の旨を通知する。

２　　乙は，原有体物を受領したとき, 甲に対して受領書を提出するものとする。

（実費の負担）

第４条　乙は, 別紙に掲げる原有体物の原材料費・製造費に甲から引き渡しを受けた原有体物の数量を乗じた金額, 及び原有体物の引渡しのために要する運送費・梱包費その他の実費を負担するものとする。

２　　乙は, 前項の経費を, 甲の発する請求書により, 当該請求書の受領の日から３０日以内に納付しなければならない。なお, 銀行振込手数料は乙の負担とする。

３　　前項の規定により乙から甲に支払われた金額は, いかなる事由による場合でも乙に返還しない。ただし, 明白な誤計算の場合には, この限りでない。

（情報の提供）

第５条　甲は，原有体物の提供に伴い, 別紙記載の使用目的に必要な範囲で, 原有体物に関する情報を乙に提供する。

（研究成果の報告）

第６条　甲及び乙は, 本研究で得られた研究成果の結果報告が, 本契約期間満了の日から６０日以内に，甲の研究代表者と乙の研究代表者との間で面談形式でなされることに同意する。

２　　前項の規定にかかわらず, 甲が報告書の形式で本研究の結果概要報告を求める場合には, 乙は本契約期間満了の日から６０日以内に，当該結果概要を甲に文書で報告するものとする。ただし, 当該結果概要に, 乙が開示を望まない情報（本研究開始以前から保有する自己の秘密情報等）が含まれる場合には, 乙は, 当該情報を除いて, 当該結果概要を甲に報告することができる。

（公表）

第７条　乙は, 本研究で得られた研究成果を開示, 発表若しくは公開する（以下「研究成果の公表等」という）場合は, 当該研究成果の公表等を行う６０日前（事前に発表原稿等を投稿する場合には, 当該原稿送付の６０日前）までに, 公表先, 公表の方法, 時期, 内容等について, 書面にて甲に通知しなければならない。また, 乙は, 当該研究成果の公表等において, 本有体物が甲から提供を受けたものであることを明記しなければならない。

２　甲は, 前項の通知の受領後３０日以内に当該公表内容及び公表時期等についての修正を書面にて乙に要求することができ, 乙はこれに応じるものとする。なお, 当該修正の要求は, 知的財産保護の観点からなされるものであり, 科学的根拠に基づく研究の結果について変更を求めることができるものと解釈されてはならない。

３　本契約期間満了の日の翌日から起算して５年間を経過した後は, 乙は, 第２項の通知を行うことなく, 研究成果の公表等を行うことができるものとする。ただし, 甲乙協議のうえ, この期間を延長し又は短縮することができるものとする。

（知的財産）

第８条　本研究で得られた研究成果のうち,データ, 及び本有体物を必須の構成要件としない産業財産権等の研究成果は乙に帰属し, 乙は本有体物を必須の構成要件とする産業財産権を取得するための出願をしようとするときには, あらかじめ甲に通知し, 権利の帰属について甲と協議しなければならない。

（秘密保持）

第９条　甲及び乙は, 本契約の有効期間中及び契約終了後５年間, 本契約に関連して知得した秘密情報（第５条により提供された技術情報及び本有体物を分析した結果を含む）を, 相手方の事前の書面による承諾なしに, 第三者に開示, 漏洩してはならない。ただし, 次の各号のいずれかに該当する情報は, この限りでない。

一　開示を受け又は知得した際, 既に自己が保有していたことを証明できる情報

二　開示を受け又は知得した際, 既に公知となっている情報

三　開示を受け又は知得した後, 自己の責めによらずに公知となった情報

四　正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報

五　相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報

（免責）

第１０条　甲は乙に対し, 本有体物が第三者の知的財産権を侵害しないこと, 本有体物の商品性, 特定の目的への適合性, 安全性その他の如何なる保証も行わない。また, 甲は, 乙の本有体物の使用又は保有によって生じた如何なる結果についても一切その責任を有せず, 且つ直接又は間接を問わず如何なる損害賠償の責任も負わない。

（本契約の有効期間）

第１１条　本契約の有効期間は, 　年　　月　　日から　　年　　月　　日までとする。

　　　ただし, 甲及び乙が協議の上, 同意に至った場合には, 当該期間を延長又は短縮することができる。

２　　前項の規定にかかわらず, 第６条, 第７条, 第８条, 第９条, 第１０条, 第１１条, 第１２条, 第１４条, 第１５条については当該条項に定める期間又は対象事項が全て消滅するまで有効とする。

（処分）

第１２条　本契約の有効期間が終了した場合, または次条により本契約を解除した場合において, 乙の元に原有体物が残留しているときは, 乙は速やかに残留している原有体物を処分（甲より求めがあった場合には, 甲に返還）するものとし, 処分したことを証する書面（丙が発行する書面で代替可）を甲に提出するものとする。ただし, 甲乙間で別異の共同研究契約又は特許実施許諾契約等が締結され, 乙による有体物の使用が許諾されている場合には, 当該契約の有効期間終了後に, 原有体物を甲の指示に従い処分するものとする。

（解除）

第１３条　甲及び乙は, 相手側が本契約に違反した場合は是正するように催告を行い, 催告を行なった日から起算して３０日以内に相手側がこれを是正しないときは, その後ただちに本契約を解除することができる。

（協議）

第１４条　本契約に定めのない事項又は本契約の規定に疑義の生じた事項については, 甲

　　　乙誠意を以って協議して解決するものとする。

（合意管轄）

第１５条　本契約は, 日本法に準拠し, 本契約について発生する一切の紛争については, 被告の本部の住所地を管轄する地方裁判所をもって第一審の専属的合意の管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため, 本契約書２通を作成し, 甲乙それぞれ１通を保管するものとする。

　　　　　年　　月　　日

1. 秋田県秋田市手形学園町１番１号

国立大学法人秋田大学

学長　　南谷　佳弘

1. 住所

名称

職名　代表者

別 紙

**有体物移転内容書**

Ⅰ．提供者

甲：　国立大学法人秋田大学

甲の研究代表者

氏名：

Ⅱ．受領者

乙：

乙の研究代表者（使用者）

　氏名：

Ⅲ．原有体物（甲から乙へ提供される有体物）

名称：

数量：

Ⅳ．原有体物の原材料費・製造費

　　　金額：

Ⅳ．使用目的

Ⅴ．使用する場所